

1 見直し一覽

○ 具体的取組み

環境目標	見直し前	見直し後					
	具体的取組み数	具体的取組み数	内訳				削除
			新規	名称等 変更	統合		
前	後						
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井	65	53	3	6	23	11	3
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井	38	29	0	1	13	5	1
3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井	101	94	4	10	15	7	3
4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井	44	38	0	2	10	4	0
計	248	214	7	19	61	27	7

新規
26 建築物や道路などの遮熱対策の推進
27 打ち水やすだれなどの活用の促進
41 放置自転車などの撤去
104 ごみ処理施設の効率的運用
115 省エネルギーに関する相談窓口の検討
122 カーボンオフセットの普及の促進
164 温暖化対策計画書の導入の検討

名称等変更	
見直し前	見直し後
13 鉄道駅周辺駐車場などの確保の促進	10 鉄道駅周辺駐輪場などの確保の推進
14 市民・事業者への低公害車(エコカー)の普及の促進	11 次世代自動車の普及の促進
18 違法駐車対策など交通渋滞解消策の検討	8 違法駐車対策など交通渋滞解消策の実施
49 電線類地中化などによる歩行者空間の整備	40 道路の幅幅などによる歩行者空間の整備
51 サイクリングロードなど自転車専用道路や自転車用走行帯の整備とネットワーク化	42 自転車道や歩行者道としての緑道の活用
52 鉄道駅周辺駐輪場の確保の促進	43 駐輪場の確保の促進
87 「緑の回廊計画(仮称)」の策定	69 緑のネットワークの形成
113 市民・商店などによるリサイクル活動の促進	92 リサイクル活動の支援
116 大規模事業所などにおけるごみ減量化指導の充実	93 多量排出事業者指導の実施
124 溶融スラグなど再生資源の活用の促進	101 焼却灰の活用の推進
127 拡大生産者責任を明確にする制度の実施などの要請	105 拡大生産者責任の啓発
129 家庭系ごみの有料化に関する調査・研究	107 ごみ処理手数料の適正化の検討
136 ESCO事業導入など省エネ対策の検討	113 省エネルギーフォームの推進
155 環境マネジメントシステムの導入の促進(ISO14001)	131 各種マネジメントシステムの導入促進による環境管理の推進
157 公害防止協定締結事業所の拡大と協定内容の充実	133 環境保全協定締結事業所の拡大
184 未規制化学物質・健康影響要因の情報収集と対策の検討	157 未規制化学物質・健康影響要因の情報収集と提供
197 環境分析センターの充実と市民利用制度の創設	171 環境調査施設の充実
208 環境市民ソングの制作など啓発の充実	180 エコライフDAYの啓発などの充実
215 「市民活動支援センター(仮称)」の整備	187 市民活動支援施設の活用

削除	
内容	理由
5 「水みちマップ」の作成とこれに基づく地下水脈の保全	国、県での対応事業のため
32 「熱環境マップ」の作成によるヒートアイランド現象の調査	国、県での対応事業のため
45 未利用地の暫定的な広場としての活用	計画の目的を達成したため
76 水源林としての森林の保全	計画の目的を達成したため
164 NPO・市民団体への公共事業の委託化の調査・研究	計画の目的を達成したため
201 ライフサイクルアセスメント(LCA)の促進に関する調査・研究	国、県での対応事業のため
203 パートナーシップによる環境影響の評価手法の検討	法令で定められているため

統合	
見直し前	見直し後
9 高度道路交通システム(ITS)の導入の検討	16 自動車の新たな使用形態の普及・拡大
12 交通需要マネジメント(TDM)、カーシェアリングなどの交通社会実験の調査・研究	
11 ECO通勤を支援する取組みの検討	163 エコアクションポイントの導入の検討
165 エコマナーなどの導入の検討	
20 市街地拡大の計画的抑制策の検討	17 市街地拡大の計画的抑制
22 市街地調整区域における開発抑制手法の検討	
25 環境配慮型の土地区画整理事業・再開発の促進	21 環境配慮型の土地区画整理事業・再開発の促進
33 「風の道」の調査とこれに基づく土地利用規制の検討	
27 公共施設・学校の環境共生建築の導入の推進	23 公共施設・学校の環境配慮型建築の導入の推進
237 学校併設型公園・文化センターなどの整備の検討	
28 環境共生住宅の普及の促進	
29 環境配慮型商業施設の指針の作成	24 環境配慮型建築の導入の促進
30 環境配慮型住宅の指針の作成	
31 環境配慮型工場の指針の作成	
36 保存樹・保存樹林の保全	29 保存樹などの保全
97 保存樹などの保全	
42 公園などの整備・再整備計画への市民参加の推進	35 市民参加による公園などの整備の推進
47 「公園等利用者懇談会(仮称)」の設立の検討	
50 地域の資源を活かした楽しめるウォーキングルートの整備	52 観光ウォーキングコースの策定の検討
64 「地域まるごと博物館」の創造	
57 にぎわいのある鉄道駅周辺・商店街の整備	48 にぎわいのある鉄道駅周辺の整備・商店街の活性化
58 ポケットパーク・ベンチの整備によるまちかどのくつろぎ空間の創出	
153 環境に配慮した地域密着型商店街の育成	
59 都市景観形成地区の指定と景観形成の誘導	51 都市景観基本計画の推進
61 市民主体の景観づくりの推進	
63 都市景観基本計画の推進	
62 優れた景観の保全	50 優れた景観の保全
99 まちなみの保全	
70 自然環境保全地区の指定	58 自然環境保全地区等の指定
71 自然環境ふれあい地区の指定	
72 森林の状況に応じた管理計画の検討	59 森林の機能に応じた整備の推進
73 里山の維持管理体制と実施計画の検討	
80 宅地・敷地における緑の創出	65 宅地・工場・マンションなどの敷地内における緑の創出
81 工場・マンションなどの敷地内の緑を風土にあわせる取組みの検討	
82 ため池の保全	66 多様な生物など水辺の自然を体験できるため池の整備
83 魚類・水生昆虫類などが生息できるため池環境の保全	
84 水辺の自然を体験できるため池の整備	
95 市民などによる自然環境調査組織の設置の検討	77 市民による自然環境保全活動の推進
96 地域ごとの身近な自然を育む仕組みづくり	
109 不用品交換システムや場の充実	88 不用品の交換・貸出しに関する情報や場の提供
111 レンタル・リースの促進	
115 事業者の連携によるリユース・リサイクル活動の促進	132 エコオフィス認定事業の推進
156 春日井環境標準事業所版策定の検討と登録制度の創設	
132 大規模事業所における雨水・中水利用の促進	110 雨水・中水利用の促進
133 公共施設における雨水・中水利用施設の導入の検討	
143 地域新エネルギービジョン策定の検討	121 燃料電池など新エネルギー導入に関する調査・研究
144 燃料電池など新エネルギーに関する調査・研究	
150 間伐材など不用材の活用と炭焼きなどの振興による里山の活用	128 間伐材など不用材の活用の促進
151 森林保全に向けた生業の創出の促進	
160 起業・事業化に関する啓発と経営相談の実施	136 起業・事業化に関する啓発や交流の場、経営相談などの充実
162 環境ビジネス研究会・サロンの創設	
194 国際的取組みに関する情報収集・参加	200 環境先進都市・団体などとの交流の充実
228 環境先進都市・団体などとの交流とネットワークへの参加	
229 姉妹都市・環境先進都市などとの国際的交流の充実	
230 環境活動リーダーの育成	201 エコスタッフの育成
231 エコスタッフの育成・派遣システムの構築	
240 市民ニーズに対応した環境情報検索システムの構築	209 インターネットなど多様な媒体による利用しやすい情報提供の推進
242 インターネットなど多様な媒体による情報提供の推進	
247 デジタルエコミュージアムの構築・活用	
246 電子会議室・メーリングリストなどによる情報交流の推進	214 環境啓発施設の充実による情報交流の推進
248 「環境情報センター(仮称)」の創設	

○ 主体別環境配慮（市民・事業者の取組み）

環境目標	見直し前		見直し後								
	市民	事業者	市民			事業者			統合	削除	新規
			統合	移動	新規	統合	削除	新規			
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井	11	11	12	2	1	2	12	1	0	2	
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井	9	9	6	3	-1	1	5	4	1	1	
3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井	18	17	16	3	0	1	16	6	0	5	
4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井	5	7	6	1	0	2	8	1	0	2	
計	43	44	40			41					

環境への配慮（見直し前）

市民	事業者
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井	
雨水の利用や地下浸透に努めるなど、水の循環に配慮します	雨水の地下浸透に努めるなど、水の循環に配慮します
アイドリングの抑制など環境に配慮した自動車利用(エコドライブ)に努めます	自動車の利用を控えたり、低公害車(エコカー)の導入などに取組みます
農地や森林の保全などの活動に協力します	農地や森林の保全などの活動に協力します
木や花を育て、緑豊かなまちづくりに努めます	事業所の敷地に木を植えるなど、緑豊かなまちづくりに努めます
歩きやすく、自転車で走りやすいまちづくりに協力します	歩きやすく、自転車で走りやすいまちづくりに協力します
地域の魅力を発見し、育てます	にぎわいのある商店街など魅力的な街づくりに取組みます
公共交通機関の利用に努めます	アイドリングの抑制など環境に配慮した自動車利用(エコドライブ)に努めます
コミュニティバスやレンタサイクルを利用します	公共交通機関の利用に努めます
自転車利用に努め、マナーを守ります	グリーン配送に努めます
購入時は低公害車(エコカー)を選択します	敷地内への自転車駐輪場の整備に努めます
ECO通勤(徒歩・自転車通勤など)に心がけます	ECO通勤(徒歩・自転車通勤など)に心がけます
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井	
自然を大切にし、守ります	自然を大切にし、森林、水源、農地の保全などの活動に参加します
庭木、生け垣など身近な緑を増やします	事業所の敷地などで身近な緑を増やします
池や川をきれいにし、水と生物を大切にします	事業活動に伴う排水をきれいにし、川や池の環境を守ります
緑の連なる自然豊かなまちづくりに協力します	緑の連なる自然豊かなまちづくりに参加、協力します
自然に親しみ、自然から学び、自然を守り育てます	自然に親しみ、自然から学び、自然を守り育てる取組みに参加します
地域の歴史や文化を大切にし、守り育てます	事業活動において地域の歴史や文化を大切にし、守り育てます
市の実施する自然環境保全に関する取組みに参加、協力します	市の実施する自然環境保全に関する取組みに参加、協力します
地域の自然環境保全に関する取組みに参加、協力します	地域の自然環境保全に関する取組みに参加、協力します
公園の維持管理活動等に参加、協力します	公園の維持管理活動等に参加、協力します
3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井	
ごみの減量(リデュース)に努めます	事業活動に伴う廃棄物の減量に努めます
節水や雨水利用など水の有効利用に努めます	節水や水の再利用など水の有効利用に努めます
節電などエネルギーの有効利用に努めます	節電やコージェネレーションの導入などエネルギーの有効利用に努めます
地域でとれたものを食べるなど、地域の農業を応援します	地域の農業を応援します
職場における環境配慮への取組みに参加します	環境に配慮した事業の推進や商店・事業所の育成に努めます
環境に配慮した地域活動に参加します	環境に配慮した地域活動を積極的に支援します
家庭における環境負荷を点検するなど、空気や水を汚さない暮らしに努めます	事業活動に伴う公害の防止など、環境負荷の低減に努めます
自動車の利用を控えて二酸化炭素の排出を減らすなど、地球環境に配慮した暮らしに努めます	二酸化炭素の排出を減らすなど、地球環境に配慮した事業活動に努めます
過剰包装等を断ります(リフューズ)	環境マネジメントシステムの導入など、環境に配慮した事業活動を進めます
繰り返し使用(リユース)に努めます	春日井市3R推進事業所認定制度へ登録します
再利用品(リサイクル)の利用に努めます	事業活動に伴う大気汚染物質の削減に努めます
家庭ごみの焼却行為を行いません	排水処理施設の整備・点検を実施します
生活排水対策を実践します	騒音対策を実施します
生活騒音に配慮した生活に努めます	土壌・地下水汚染の未然防止に努めます
ポイ捨て・ふん書に対する意識を向上します	ごみと資源の分別に努めます
環境に優しいライフスタイルを実践します	販売店等は、簡易包装やレジ袋等の削減に努めます
自然エネルギーやコージェネレーション設備の導入を図ります	メーカー等は容器包装の削減に努めます
ごみと資源の分別に努めます	
4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井	
環境に関するイベントや学習会に参加、協力します	環境に関するイベントや学習会に参加、協力します
市民の自主的な活動に参加し、地域などでの交流を進めます	市民の自主的な活動を支援したり、地域での交流に取組みます
環境まちづくりに関する取組みに参加、協力します	環境まちづくりに関する取組みに参加、協力します
環境に関する情報に関心を持ち、家族など身近な人と話し合います	環境に関する情報を収集するとともに、事業所の環境情報を公開していきます
市民、事業者、市の協働による取組みに参加します	市民、事業者、市の協働による取組みに参加します
	事業所内における環境学習を実施します
	市民へ環境学習の機会を提供します

○ 地域別環境配慮

地域別環境配慮		見直し前	見直し後
1 自然をいかした土地利用のための地域別配慮	(1) 農地の保全	4	3
	(2) 緑の活用	3	3
2 自動車利用を抑制するための地域別配慮	(1) 交通機関の利用	4	3
	(2) 自転車道・歩道の整備	3	3
3 自然資源を保全するための地域別配慮	(1) 森林や動植物の生息環境の保全	3	3
	(2) 水辺の整備	3	3
計		20	18

地域への配慮（見直し前）

1 自然をいかした土地利用のための地域別配慮	
(1) 農地の保全	市街地及び近傍の農地については、市民の憩いの緑や身近な自然環境という観点からその保全に取組んでいきます。営農意欲のある農家には、環境に配慮した農業へ移行する取組みを支援し、市民とともに身近な憩いの緑地としての保全を促進します。また、あわせて市民農園としての活用にも取組みます。
	農業振興地域における農地の保全に取組んでいきます。
	東部丘陵近傍にある営農条件の悪い農地については、市民とともに保全に取組んでいきます。
	農地は優れた自然のダムとしての機能を持っており、雨水貯留機能や健全な水循環を確保するため、その保全に取組んでいきます。
(2) 緑の活用	東部丘陵近傍の里山については、生育育成に活用する区域、市民が気軽に自然とふれあうことのできる区域、本来の里山の姿を維持・保全する区域などに区分して、それぞれの保全のあり方を所有者の理解と市民の協力を得ながら検討し、取組みを進めていきます。
	公園については、地域の環境特性に配慮して整備するとともに、緑道等と連携して自然のネットワークの形成につながるよう、配慮していきます。
	市街地については、街路樹整備予定区域、公共緑地整備区域、屋上緑化・壁面緑化促進区域、生け垣化推進区域などの指定を地域の状況に応じて検討します。
2 自動車利用を抑制するための地域別配慮	
(1) 交通機関の利用	鉄道の利用を促進するため、「公共交通機関利用促進モデル地域（仮称）」の指定や交通需要マネジメント（TDM）による施策の研究を行っていきます。
	鉄道駅前など交通結節点となる地域では、駐車場、駐輪場の整備に取組みます。
	バス路線については、鉄道など他の公共交通機関との連携を強化し、利便性の高いバス交通網が形成されるよう要請していきます。
	広域的な国道 19 号利用の抑制に取組むため、関係市町等と連携する方策を検討していきます。
(2) 自転車道・歩道の整備	交通結節点となる鉄道駅周辺は、拠点整備を行う地区として位置付け、ユニバーサルデザインによる歩道、自転車道、駐輪場の整備に取組みます。
	学校、公共施設等と最寄りの駅を結ぶ自転車道・歩道の整備に取組みます。
	その他、緑道や幹線型の自転車道を整備し、自然体験機会の充実にも配慮していきます。
3 自然資源を保全するための地域別配慮	
(1) 森林や動植物の生息環境の保全	東部丘陵については、その保全を促進します。
	社寺林などにも希少な自然が残されており、その保全を支援します。また、独立樹についても保全に取組みます。
	希少な動植物の生息環境となっている森林などを保全します。
(2) 水辺の整備	市内の河川には生活排水が直接流入する地域があり、生活排水対策の促進により水質の汚濁防止に努めます。
	庄内川など、水辺での自然体験の場となる河川については、親水空間の整備により、自然体験の場を増やします。また、その利用方法についても検討していきます。
	希少な動植物の生息環境となる河川や湿地、ため池については、その保全に取組みます。

○ 数値目標

No.	見直し前			見直し後			
	項目名	基準年度	数値目標	区分	項目名	基準年度	数値目標
1	雨水浸透率	—	0.36 以上	変更	雨水浸透率	—	0.36 以上 ・土地利用別の基準浸透率の一部見直し 宅地（その他） 0.1→0.2 農地（田） 1.0→0.8 農地（畑） 0.7→0.8 ・設定降雨量の見直し 日降雨量 30 mm から時間降雨量 63 mm を想定し設定
2	みどり率	—	10%以上	継続	みどり率	—	10%以上
			30%以上	継続			30%以上
3	ごみ廃棄量	平成12年度 平成17年度	25%削減	変更	ごみ廃棄量	平成22年度	130g 削減（1人1日当たり）
			15%削減	変更			15%削減
			25%削減	変更			20%削減
4	二酸化炭素排出量	平成10年度	6%削減	変更	温室効果ガス排出量	平成20年度	17%削減
			6%削減	削除			
			6%削減	削除			
5	環境基準達成率	—	100%達成	変更	環境基準達成率	—	各項目で 100%達成
			環境基準に関する合計 14 項目のうち、適合した項目数の割合				
6	環境まちづくり参加人数	—	総人口への参加人数	継続	環境まちづくり参加人数	—	総人口の10%
			リーダー的な活動者数	削除			参加人数の5%

2 春日井市環境基本条例

平成13年9月28日
条例第33号

私たちのまち春日井は、快適で文化的な質の高い生活を営むことができるようまちづくりを進め、名古屋圏を代表する生活都市として着実な歩みを重ねてきた。今日までこのまちを育んできた先人たちの歩みは、私たちにとってかけがえのない資産であり、誇りである。

しかしながら、都市化の進展は、農地や森林などの自然を減少させ、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、今日の環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が重大であることを認識した上で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造する環境都市春日井を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市民、事業者及び市の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び発生する廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たっては、積極的に環境への負荷の低減に努めなければならない。
(施策の策定等に係る指針)

第6条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、身近な緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献すること。

(5) 人と環境との関わりについて理解と認識を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育、学習等を推進すること。

(6) 市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第9条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第11条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第12条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、春日井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 優れた識見を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成14年4月1日から施行する

(平14条例10・一部改正)

(春日井市生活環境の保全、確保に関する基本条例の廃止)

2 春日井市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和48年春日井市条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成14年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 環境都市宣言

平成13年9月28日
告示第105号

私たちのまち春日井は、緑豊かな東部丘陵やさわやかな風を運ぶ庄内川に抱かれて、良好な住環境を整備するなど、自然とまちが調和したまちづくりを進めてきました。

しかしながら、都市化の進展は、農地や森林などの自然を減少させ、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしています。

21世紀を迎えた今、私たちは、誰もが愛すべきふるさととして誇れるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

都市に豊かな自然が感じられ、人と人との新たな交流が生まれ、安心して暮らせるまちを意味する「みろくの森から道風の里まで 蛙の合唱消えぬ道 暮らしと出会いを大切にすまち」を共通の想いとし、市民、事業者及び市が一体となって、環境都市春日井の実現をめざすことを、ここに宣言します。

- 1 私たちは、地球市民としての自覚を持ちまちづくりに参加します
- 1 私たちは、身近な自然環境を守り郷土の歴史と文化を大切にします
- 1 私たちは、持続可能な社会をめざすまち春日井を次の世代に引き継ぎます

4 春日井市環境審議会規則

平成14年3月20日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市環境基本条例（平成13年春日井市条例第33号）第12条第7項の規定に基づき、春日井市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

5 春日井市環境審議会及び春日井市生活環境保全専門委員会委員名簿

○ 春日井市環境審議会委員

	氏名	備考
学識	◎ 二宮 善彦	中部大学教授
	○ 巽 二郎	京都工芸繊維大学名誉教授
	宗宮 弘明	中部大学教授
	寺澤 朝子	中部大学教授
事業者	高橋 理江 (平成24年7月～平成25年6月)	中部電力(株) 春日井営業所所長
	山田 倫章 (平成25年7月～)	
	磯部 紀守	愛知電機(株) 経営企画部総務グループ長
	野村 多実子	春日井商工会議所女性会会長
市民・市民団体	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議会長
	大塚 芳裕	公募
	秋山 幸子	公募

◎: 会長 ○: 副会長

○ 春日井市生活環境保全専門委員会委員

	氏名	備考
学識	◎ 宗宮 弘明	中部大学教授
	寺澤 朝子	中部大学教授
	山羽 基	中部大学教授
事業者	磯部 紀守	愛知電機(株) 経営企画部総務グループ長
	新美 寿通	王子製紙(株) 春日井工場調査役
	田脇 康広	パナソニック エコシステムズ(株) 環境推進室参事
市民団体	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議会長

◎: 会長

6 春日井市環境審議会等審議経過

月 日	会議名・場所	審議内容
平成24年 7月27日(金)	第1回審議会 第3委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ● 諮問 ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 見直しの背景について (2) 見直しの基本的事項について
10月30日(火)	第2回専門委員会 行政委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日井市の状況について (2) 国や他自治体の状況について (3) 今後の進め方について (見直しの視点、第3期に向けた課題、見直しの対象など)
平成25年 2月14日(木)	第3回専門委員会 304・305 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 具体的取組みについて (2) 数値目標について (3) 地域別環境配慮について
3月13日(木)	第4回審議会 文化フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 見直しの基本的事項について (2) 具体的取組みについて (3) 数値目標について (4) 地域別環境配慮について
4月26日(金)	第1回専門委員会 304・305 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 主体別環境配慮について (2) 重点的取組みについて (3) 環境基本計画の見直し(骨子案)について
6月14日(金)	第2回専門委員会 304・305 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境基本計画の見直し(中間案)について
7月12日(金)	第1回審議会 304・305 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 主体別環境配慮について (2) 重点的取組みについて (3) 環境基本計画の改定(骨子案)について
10月22日(火)	第2回審議会 第3委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境基本計画の改定(中間案)について (2) 市民意見公募について
12月26日(木)	第3回専門委員会 304・305 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民意見公募結果について (2) 環境基本計画の改定(案)について
平成26年 1月16日(木)	第3回審議会 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民意見公募結果について (2) 環境基本計画の改定(案)について

「環境基本計画の見直し(改定中間案)」に対する市民意見の募集

募集期間： 平成25年11月15日から平成25年12月17日

募集結果： 7名 14件